

## 第 632 回 統計審議会議事録

- 1 日 時 平成 17 年 12 月 9 日（金） 14：53～17：49
- 2 場 所 東京都庁特別会議室 27 （東京都庁第二本庁舎 31 階）
- 3 議 題
  - (1) 庶務事項
    - ① 統計審議会専門委員の発令について
    - ② 部会に属すべき専門委員の指名について
  - (2) 諮問事項
    - ① 諮問第 305 号「船舶船員統計調査の中止等について」
    - ② 諮問第 306 号「海面漁業生産統計調査の改正について」
  - (3) 答申事項
    - 諮問第 303 号の答申「学校保健統計調査の改正について」（案）
  - (4) 部会報告
    - ① 第 84 回企業統計部会
    - ② 第 112 回、第 113 回、第 114 回及び第 115 回国民生活・社会統計部会
  - (5) その他
- 4 配布資料
  - ① 統計審議会専門委員の発令
  - ② 部会に属すべき専門委員の指名について
  - ③ 諮問第 305 号「船舶船員統計調査の中止等について」
  - ④ 諮問第 306 号「海面漁業生産統計調査の改正について」
  - ⑤ 諮問第 303 号の答申「学校保健統計調査の改正について」（案）
  - ⑥ 部会の開催状況
  - ⑦ 指定統計調査の承認等の状況
  - ⑧ 平成 17 年 10 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 53 巻・第 10 号）
  - ⑨ 指定統計の公表実績及び予定
- 5 出席者
  - 【委 員】  
美添会長、廣松委員、舟岡委員、飯島委員  
須田委員、清水委員、引頭委員、椿委員
  - 【統計審議会会議内規第 2 条による出席者】  
《国又は地方公共団体の統計主管部課の長》  
総務省江端統計調査部長、  
厚生労働省桑島統計情報部長、  
農林水産省小西統計部長  
経済産業省窪田調査統計部長、  
国土交通省藤井情報管理部長、  
東京都須々木統計部長

《会長が議事に関係があると認めた者》

総務省飯島調査企画課長、  
同酒井事業所・企業統計室長、  
同佐藤労働力人口統計室長  
文部科学省中田生涯学習政策局担当審議官、  
同吉田調査企画課長、  
農林水産省澤田消費統計課長  
国土交通省安藤交通調査統計課長

【事務局（総務省政策統括官）】

総務省久布白政策統括官、  
同熊埜御堂統計審査官、  
同桑原統計審査官

## 6 議 事

### (1) 庶務事項

#### ① 統計審議会専門委員の発令について

美添会長から、統計審議会専門委員が、資料1のとおり発令された旨報告があった。

#### ② 部会に属すべき専門委員の指名について

美添会長から、資料2のとおり部会に属すべき専門委員の指名を行った旨報告があった。

### (2) 諮問事項

#### ① 諮問第305号「船舶船員統計調査の中止等について」

総務省政策統括官付の熊埜御堂統計審査官が、資料3の諮問文の朗読及び補足説明を行った。続いて国土交通省総合政策局情報管理部交通調査統計課の安藤課長が調査計画の説明を行った。

[質 疑]

美添会長) これは、以前にも関連する報告があり、平成17年の船舶調査については運輸・流通統計部会で予備的な検討を行った上で休止しているが、この件について、清水部会長に補足して意見があればお願いしたい。

清水部会長) 本日、説明があった計画と直接関係するものではないが、間接的には第1段階として船舶調査については休止ということが行われた。それを受けて更に統計部局で御検討になった結果、行政ニーズの低下その他、ここに今説明があったような理由を付して中止ということになったという理解をしている。

そういった意味では、前回休止されたということと関連した問題である。

美添会長) 説明のように、基本的には「統計行政の新たな展開方向」の方針にのっとり、内部的に統計の見直しを行った。その結果、船舶調査と船員調査の2件については簡素・合理化が図られるという説明で、問題はなさそうだが、これまで指定統計として果たしてきた役割があり、今回中止になったとして、支障はないのかどうか。

今回中止になった理由の1つは、法改正で適正船腹量の策定が廃止され、

それまでの船舶調査に対する主要な行政ニーズが減ったという説明があった。これは十分納得できる。気になった点として、調査が困難になって回収率が低かったということがある。回収率の低下により調査の目的を達することができない状況にあるという問題については、統計全体で考えると大きな問題になりかねないが、船舶調査に関してはやむを得ない状況であり、これ以上報告者負担をかけてまで回収率を維持する必要はないという判断だろう。この点については、部会でも念のために確認していただきたい。

国の行政機関及び東京都からも発言があれば願う。

発言がないようなので、本件については、運輸・流通統計部会で審議をお願いしたい。清水部会長、よろしく願う。

## 2) 諮問第 306 号「海面漁業生産統計調査の改正について」

総務省政策統括官付の桑原統計審査官が、資料 4 の諮問文の朗読及び補足説明を行った。続いて農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課の澤田課長が、調査計画の説明を行った。

### [質 疑]

美添会長) ただいまの報告について、意見、質問等をお願いしたい。

舟岡委員) 部会で審議する事項はそちらに任せるとして、3年前の海面漁業生産統計調査の審議において、同調査は漁業センサスを基軸とした体系に整備する方向で、両統計の連携をできるだけ図るべきという意見が出されたが、今回の計画はそれに沿う形で、漁業センサスの客体名簿を母集団情報として、そして一部推定等を取り入れて簡素化、効率化が図られており、高く評価できる。

細かい点で、資料 2 の図について、先ほどの説明だと、基本的には漁協が管理している水揚機関を調査単位として調査が行われ、漁協に加入していない経営体については別途郵送調査で調査するという説明だったが、一番下の地元外に水揚する部分についても経営体ごとに調査するのか。水揚機関は、地元の経営体であれ、地元外の経営体であれ、漁獲量の把握という点ではいずれも把握していると思われるが、実情はいかが。

美添会長) 「地元外に水揚げした約 2 割のうち、水揚機関で把握できるもの」という点線の箇所について説明をお願いしたい。

澤田課長) この漁獲量統計、生産統計は、属人で情報をまとめているという、要するに船を持っている人がどれだけ漁獲したかということ把握してまとめている。したがって、Aさんが船を持っていて、地元の水揚げ部分と、あるいは遠くの別の県の港に水揚げしてしまうという、そのデータがAさんの漁獲量でありながらそちらの水揚量として計上されてしまうので、地元外に水揚げしたものを含めた全体をAさんの漁獲量としてまとめたいというのが私どもの考えである。

ということで、地元の水揚量の中にはAさんの全部の部分は入っていないということになり、それは今まで個別に把握していろいろやっていたのだが、最近の状況を申し上げると、その地元外の水揚量のデータが地元の漁協に戻っ

てきている。その原理が私もよく分からなくて、現場に聞きに行ったのだが、やはり漁協としてはメンバーである組合員の生産活動というか漁獲量について、すべて捕捉して、そこから手数料を取って皆さんで漁協を支えていくという考えである。

当然、手数料は違うが、地元で水揚げした場合は5%、いろいろな施設も使うので。他港で水揚げした場合は2%とか、そんな感じでやっている。それは全く逆の場合もあり得るわけで、ほかの船が自分のところの港に来た場合も2%取るというようなことで相互にやっていて、口座の管理とかいろいろなことがあって、データが戻ってきている。お互いにそういうことがあって、それも含めてまとめて聞けるという状況が出てきているので、そういうところで一括して聞こうということである。

美添会長) 私もそれで理解できた。

廣松委員) 今、計画(案)を伺って、情報化も含めていろいろな状況の変化があって、大幅に簡素化されるということ自体は私もいいと思う。ただ、一つ気になるのは、これまでの統計との継続性というか、連続性という点であり、やはり統計を継続していくことは大変重要だと思う。

細かい点は部会で伺うことにして、簡素化イコール単純化というか切り捨てということにならないように、ぜひお願いしたい。

引頭委員) 今回かなり簡素化されて、それ自体は私も廣松委員と同様非常によいことだと思うが、1点だけ気になることがある。稼動量調査が、大幅に簡素化されることになっている。漁業という産業自体がGDPに占める割合が非常に少ないことや、産業として非常に小さくなってきたというのは理解できるが、先ほどのお話のとおり、経営状況の悪化が要因で漁業組合の合併が加速している。これからやらなければいけないことは、この漁業という産業の生産性をいかに上げていくかということではないか。確かに、自然界の条件制約はあると思うが、生産性の改善を考えると稼動量というようなもののデータが要らないのかどうか。

私も漁業に詳しいわけではないので分からないが、そうしたデータが今まで多分使われていなかったとは思いますが、今後の産業振興を考えてそうしたデータが必要か必要でないかという点も、少し御考慮をいただければと思う。

美添会長) それについて、もう少し御説明いただきたい。

澤田課長) 最近、漁協はもとより漁業経営体そのものも非常に経営が苦しい状況である。今、生産性というお話があったが、水産庁などの資料を見てみて、どんな資料のつくり方をしているかということ、経営体数で漁獲量なり漁獲の金額を割って、経営的にどうかという見方をしている。

稼動量であると、何回航海して1回の航海ごとにどれだけ漁獲量があったかとか、こういう話になってくるので、やはり経営でものを見ている。先ほど廣松委員からも大事なところは落とさないようにという話があったが、経営体数については、漁業センサスの方で把握しているの、そこで引き続き把握していくということ考えている。

美添会長) この点は、やはり大きな論点だと思う。従来は、毎年この調査で把握できていたものが、簡素・合理化の流れの中で、5年に一度の漁業センサスの中で正確に構造を把握するということが今回の提案の中に含まれている。今の引頭委員の発言のような視点から、利用者にとってどの程度満足のいく集計ができるか、その点もぜひ部会で議論していただきたい。

本件についての部会は農林水産統計部会であるが、須田部会長、何か今発言しておくことはあるか。

須田委員) 皆さんのおっしゃったとおり、今回の本調査は大幅な簡素化を計画しており、政府の大きな行政改革の流れにも沿うものであって、それ自体は効率的実施のために必要な措置と考えている。

ただ、諮問理由にもあるように、統計の体系的整備と統計需要への対応という観点から見ると、作成される統計の内容が十分なものであるかどうかについては議論が必要だと思っている。特に、今回の簡素化が、他の統計調査に与える影響、そしてそれにより統計体系上何らかの対応が必要となるかどうかについては、しっかりと検討したいと思っている。

美添会長) 基本的な方針は、丁寧な説明を頂いたので理解できたと思う。これから部会で審議していただくが、背景には調査の合理化をせざるを得ないという国全体の調査の在り方まで含まれているが、今回大幅な合理化ができたのは、水揚機関、漁協の電子情報化が進展したことがあるという説明だった。その点は、実際に部会で議論していただきたい。

国の行政機関の方、地方公共団体の方で、何か補足的に意見、質問等があればお願いしたい。よろしいか。

それでは、本件については、農林水産統計部会で審議をしていただくことになるので、須田部会長、よろしくお願いしたい。

### (3) 答申事項

#### ○ 諮問第303号の答申「学校保健統計調査の改正について」(案)

総務省政策統括官付の桑原統計審査官が、資料5の答申(案)の朗読を行った。続いて、廣松国民生活・社会統計部会長が、審議経過及び答申(案)の説明を行った。

廣松部会長) それでは、国民生活・社会統計部会のうち、学校保健統計調査に関する審議経過と答申(案)について説明を申し上げる。

答申(案)については、お手元の資料の5、それから部会の審議の結果内容については、資料6の3ページから5ページ、それが第112回であり、8ページから9ページ、これは第114回の結果概要である。

まず、部会審議の経過についてであるが、10月14日に諮問された「学校保健統計調査の改正について」に関して、3回にわたり部会審議を行った。その上で、答申(案)を取りまとめた次第である。

今回の諮問の理由は、諮問文にもあるとおり、健康状態調査に関わる都道府県別結果を作成するとともに、健康状態のより詳細な把握を行い、学校保

健行政の基礎資料を整備することについて、統計の体系的整備、統計需要への対応、調査の効率的実施等の観点から検討が必要というものであった。

これに関して、10月14日の第630回統計審議会及び11月11日の第631回統計審議会において、各委員からいろいろな御意見を頂いた。そのときの主な御意見等を紹介する。

今回のサンプル数の拡大に伴い、学校の属性別集計等、より多様な集計を行い、その結果を公表すべきではないか。さらに、食物アレルギーやアトピー等も把握することができないか。3番目として、心の健康についての把握が課題と考えられるにもかかわらず、このことについての調査実施部局の問題意識が低いように感じられる。4番目として、身体発育調査と同様、健康状態についても個人ベースで把握できるならば、本調査は統計としてより価値のある集計分析ができると考えられる。そのため、部会で検討するようにということであった。このほかにも多くの御意見を頂いた。

3回行った部会のうち、1回目の第110回部会の結果概要に関しては、前回の統計審議会において報告したので、今回は割愛させていただき、2回目及び3回目の部会の審議に関して御報告申し上げる。

お手元の資料6の3ページにあるとおり、2回目の第112回国民生活・社会統計部会は11月14日（月曜日）に開催し、前回に引き続き論点メモに沿って審議を行った。

まず、（2）調査票及び調査事項に関してであるが、ここにあるとおり、幾つか意見が出たが、主なものをまとめて紹介すると、まず2つ目の「○」のところで、発育状況調査と健康状態調査の調査項目間の相関分析を行う必要はないのか。それは、例えば、予算の問題等の外的な制約から実施困難なのかという意見。

それから、3つ目の「○」にあるとおり、発育状況調査が個別データであり、健康状態調査が集計値であることに関して、統計の作成の方法として違和感があるという意見もあった。

4つ目の「○」であるが、心の健康など、学校で把握しているデータが、なぜ、統計として把握し活用できないのかという意見。

さらに、5つ目の「○」であるが、現在のように学校において集計を行って報告するよりも、個人データを転記させる方が学校における事務量の負担減につながるのではないか等の意見もあった。

これらに関しては、次の部会で見直しの結論を出すということにした。

次に、（3）集計・公表についてである。そこにあるとおり、これは本審議会でも指摘を受けたことであるが、学校の設置者別等の属性別集計を行うことを検討すべきであるということである。この点は、次の部会の検討事項としたが、今回の都道府県別集計は妥当である、また、データアーカイブについては努力目標とするという形で整理をした。

最後に、（4）調査体系の整備について。これも主な意見を紹介すると、4ページの1つ目の「○」、現時点で最も重要な問題と思われる課題をどう

把握すべきかという検討を抜きにして、健康教育が行われているのではないかとこの点にいささか不安を覚える、心配であるという意見があった。

さらに、2つ目の「○」として、アレルギーや心の問題等、今学校において問題になっていることを捕捉する方策を検討してほしい。さらに、4ページが一番最後から5ページにかけて、本調査は学校保健法の範囲内で情報を把握することを重要視しているが、児童生徒の現状を的確に把握することが統計の役割としても重要である、というような意見があった。

これらに関しては、次の部会で整理することとした。

続いて、3回目の第114回の部会である。資料6の8ページ以降である。3回目の部会は11月22日に開催した。この部会では、2回目の部会において結論が出なかった1)発育状況と健康状態の調査票の統合、2)心の健康、問題行動に関する調査項目の追加、3)都市や学校の属性別集計及び結果表章について審議をした。

まず、アの調査事項について、心の健康・問題行動に関する調査事項の追加に関して検討した。これについては、調査実施者の方から学校における取組状況を明らかにする事項として、スクールカウンセラーの配置に関する事項の追加が提案され、部会として了承された。

なお、概要には記載していないが、このことに関して、スクールカウンセラーの相談者別相談回数等が把握できないかという意見、提案もあり、検討した。しかし、現時点で心の健康等の実態の把握については、調査実施者から把握の方法を含め幅広く検討したいという説明があり、今後の課題として整理することとした。

また、学校保健委員会の開催状況を把握して、委員会の開催状況と児童生徒の健康状態のクロスをとってはどうかという意見もあったが、これも今後の課題として見送った。

次に、イの学校の属性別集計及び結果表章についてであるが、まず、調査実施者から学校の設置者及び都市階級区分別の集計を行う旨提案され、了承された。

なお、このクロス集計は学校基本調査のデータとリンケージを行うことによって行うということになった。また、都市階級別区分の集計についても、データリンケージにより情報を得て、大都市、具体的には、政令指定都市と人口15万人以上の中都市、それから人口15万人未満の小都市及び町村の4区分で結果表章を行うということにした。

次に、ウの身体発育の健康状態の調査票の統合及び児童生徒の個々のデータの把握についてである。この結果概要には、必ずしも記載していないが、調査実施者から調査票の仕様、具体的にはOCR調査票の導入について、さらには集計方法、また集計機関等へのアウトソーシングについて検討していただいたが、今回調査において見直すことは困難であり、今後検討したい旨の説明があった。これについても答申(案)の方で今後の課題としてまとめている。

この説明に対する質疑応答の中で、本調査の調査結果を何に利用するのかを精査した結果、個別レベルでの把握が必要であれば、調査票を見直すという手順をとるべきである。現状では調査実施者にどう分析するのかという視点がない。さらには、現状では学校の負担が大きく、対応は困難ではないか、などの意見が出された。これらを踏まえて、先ほど申し上げたとおり、今後の課題として整理した次第である。

以上で審議を終了し、続いて答申（案）について検討を行った。検討の結果、答申（案）の細部の修正、検討を要する事項は、部会長預かりとして了承された。そして、最終的に本日お手元に資料5として提案をする答申（案）を取りまとめた次第である。

それでは、答申（案）そのものの内容について説明する。資料5を御覧いただきたい。

この答申（案）の構成は、前文に続き、「記」以下で、「1 今回の調査計画」と「2 今後の課題」という構成にしている。さらに、「1 今回の調査計画」については、（1）調査の枠組み、次のページ（2）調査対象、（3）調査事項、（4）集計事項及び結果の公表という4つの内容から構成されている。

まず、（1）の調査の枠組みについてであるが、第1パラグラフでこの学校保健統計調査の変遷、さらに、第2パラグラフで戦後の国民の健康状態を知る貴重な資料であったこと、また、今日の学校保健行政における課題について記載をしている。そして、第3パラグラフで本調査の調査項目が、学校保健法に基づく健康診断の結果により把握される事項に限定されており、新たな諸課題への対応に必要な事項の把握が行われてこなかったことを指摘している。その上で、第4パラグラフにおいて、本調査が調査方法としても必ずしも効率的でないこと、さらに、多面的な集計分析ができないことから改善が望まれるということを示している。

2ページ目の（1）調査の枠組みの最後のパラグラフのところで、こうした改善が望まれる事項は、本来ならば今回の計画の審議の中で措置されるとよかったわけであるが、ただ、いろいろな制約があり、今回の調査計画の評価として、予算の制約、調査実施者の体制や問題意識、そして学校側の事情等を考慮した場合、今回調査については、現行の調査枠組みの下で実施することはやむを得ないというふうに評価をしている。その上で、課題については今後の課題のところで記載をするということにしている。

次に、（2）調査対象に関してであるが、本来ならば学校の抽出数を増加させて精度向上を図るべきところ、予算の制約等から困難であるということであるので、今回提案された改正計画をもって、次善の策としてやむを得ないというふうにした。

なお、調査終了後、事後的に調査結果の達成精度について検討することが必要であるという注文をつけている。

その次に、（3）調査事項であるが、今回提案のあった健康状態調査の項

目内容の改正自体については妥当としている。しかし、先ほど説明申し上げたとおり、統計審議会及び国民生活・社会統計部会での審議において、児童生徒の心の健康等の実態を把握すべきではないか、さらに、学校の属性に関する事項の把握を行うべきではないかという意見が多く出された。

そこで、児童生徒の心の健康等の実態の把握ができないかどうか調査実施部局に検討を求めたが、今回調査において、個々の児童生徒の状況の把握は無理であるという返答であったので、まず改善の第一歩として、相談員、スクールカウンセラーの設置状況を追加することが必要であるとし、改善を求めるべき点についてはこれも今後の課題に移すということにした。

また、学校の属性に関する事項については、今回調査において、他の統計調査とのリンケージを行うことにより学校の属性を把握することが必要だとしている。

実際、今回の審議を通じて、学校の属性別の集計は行われることになった。この点に関しては、部会でも改善の第一歩という評価をしている。

続いて、（４）集計事項及び結果の公表についてである。今回は、都道府県別集計を行うという改正計画であったが、これに関しては適当とした。なお、学校の属性別集計の追加に関しては、先ほど述べたとおりである。

以上の指摘事項を踏まえた今回の調査計画の修正案については、お手元の資料５の、後ろの方に調査票、さらには集計事項一覧等が添付されているので御覧いただきたいと思う。

続いて、今後の課題であるが、「１ 今回の調査計画」の（１）の指摘に対応する形で２点について、早急な検討を求めている。まず、（１）調査の枠組みであるが、この調査の枠組みについては現行の発育状態及び健康状態にかかわる調査の継続的な実施が基本であり、それを基本とした上で、児童生徒の心の健康や健康相談を含めた学校保健行政の保健管理の分野を対象とした中核的な統計調査として位置づける必要があるということである。

具体的には、この保健管理の分野には健康観察あるいは健康相談のような、児童生徒の心身の管理のみならず日々の生活の管理、あるいは学校環境の管理なども含まれている。こうした観点から本調査に関しても、調査の目的、調査により把握する範囲等について見直すことが必要であると提言をしている。

続いて、（２）調査の方法についてであるが、これは前述の課題を踏まえて、今後、学校における情報化の進展に合わせ健康診断票をそのまま統計作成に利用できる方途を講じることを含め、調査方法や調査票の仕様及び記入方法等について見直すことを求めている。

当該分野が大きく変化していく中で統計整備が求められていることから、どのような方法で調査をすればよいか。また、実施者としてもアウトソーシングをした方がより効率的に調査ができるのではないかなどについて、早急の検討を求めるものである。

具体的には、部会長としては、OCRの導入は現時点ではきわめて有効で

あり、かつ現実的な改善策になると考えている。いずれにしても本調査は毎年実施される調査であるので、可能な事項から早急な改善を行うことを、ぜひ、お願いしたいと思う。

以上、学校保健統計調査に関する答申（案）について、審議経過と併せて説明した。

最後に、部会長として一言申し述べさせていただきたい。

文部科学省の統計について、7月に答申を行った社会教育調査、それから今回答申の学校保健統計調査の2本の指定統計調査について審議を行った。この2つの調査に関する審議の過程で共通して感じたことは、社会経済情勢が大きく変化し、当該調査の把握すべき範囲が拡大していると考えられるにもかかわらず、それへの対応が遅れている、そのために必要な統計整備が遅れているのではないかということである。

社会教育調査については、社会教育施設の実態を調査するというものであったが、生涯教育が重要な政策課題となり、社会教育及び生涯学習の全体像を把握できるよう、調査の在り方及び調査体系を見直すことが必要であるというふうに前回の答申では指摘した。本調査についても、健康診断以外の学校保健の全体をとらえるような見直しをぜひお願いしたいと思う。

というのも、統計というのは変化をよくウォッチし、できればセンサーとしてというか、先取的に変化を示すという機能をもつべきであって、そのような統計を整備していくことが望まれる。そういう意味で、単に自省の行政に必要な範囲だけで統計整備を考えるのではなくて、統計ユーザーというのはたくさんいるということ認識して、ぜひ文部科学省の教育統計全体の在り方について、早い時期に検討をしていただきたいと思いますと考えている。このことは、現在、教育が、国民全体にとっても大変関心の深い重要な問題であるということからも、ぜひお願いをしたい。

それからもう一つ、これも前回も指摘したことであるが、文部科学省の調査実施者としての体制強化にぜひ取り組んでいただきたいと思いますと思う。これは当然、組織、定員、予算等の問題と深くかかわるが、同時に職員の統計行政への取組の問題でもあると考える。そのために、先ほど答申案の説明の中でも触れたが、アウトソーシング等で対応できる分野もあると考えるので、専門の機関に協力を求め、答申の課題を実現していただければと思っている。

いずれにしても、今回の答申案の中の今後の課題にあるように、改善に向け積極的にかつ早急な検討の開始をお願いしたいと思う。以上である。

#### [質 疑]

美添会長) 今の報告について、意見、質問等があればお願いしたい。

飯島委員) この内容についても答申だからやむを得ないと思うが、今、廣松委員がおっしゃったような事柄が非常に重要だと思う。やはり日本は人材立国であるから、その大事な人材をつかさどっている文部科学省が、やはり国民全体が必要性を痛感しているアイテムについて積極的に統計業務にもそのニーズにこたえるような仕組みと運営と内容を早急に検討していただきたいと思いますと思う。

特に、最近の統計で見ても、フリーターが215万人前後おられるとか、あるいはニートが64万人おられると言われている。これはいろいろな複合的な要因が絡み合っているものだと思うが、心の健康問題に対する児童の揺れ動く気持ちというものを、やはりどこかで把握して吸収していかなければいけないと思う。

ニート問題についての文部科学省の平成18年度予算を見ると、2億2,000万円ぐらいしか計上されていない。だから、今、廣松委員がおっしゃったように、やはり最も先端的な動向調査の方向にぜひ切りかえていただけて充実していただきたいというのが第1点である。

2点目は、今回のこの調査については、予算がないというのが何遍も出てくる。これにどれくらいかかってどれくらい足りないのか、それを教えていただきたい。というのは、やはり統計調査というのは、何のためにこれを使うのか、何のために調査をするのかという疑問が生まれるような統計調査ではいけないのだろうと思う。目的意識を持って、その目的に対して的確に対応できるような調査項目と調査手法を進めるということが重要だと思う。

その場合に、国家予算の縮減状況から見て、予算が取れなければ違った手法を用いる方法はないのかどうか。今年は無理としても、今後いろいろな調査手法についても今までのやり方とは抜本的に変えないといけないような内容に追い込まれてくるだろうと思う。

今回のこの調査で、予算はどれくらいを予定していてどれくらい足りなかったのか。それが学校調査の拡大ができなかったという理由になっているようであるけれども、その辺の実態について教えていただければ大変ありがたいと思う。

吉田課長) 本調査の予算であるが、年間およそ2,000万円ぐらいでやっていて、大体そのうちの1,400万程度が都道府県への委託費ということになっている。したがって、文部科学省自体として使えるお金というのは毎年500~600万円ぐらいしかないもので、そういった中で調査票の印刷から報告書の印刷、電子調査票収集システムの回収まで、すべて行わざるを得ないという状況である。

美添会長) 予算について回答を頂いたが、確認ということだけしかここでは言えないと思う。

#### 東京都

統計部長) 意見ではなくお礼であるのだが、今回いろいろな制約の中で、都道府県の方に大変御配慮をいただき深く感謝する。

私ども、都の分については毎年のようにやっているのであるが、これで安心して今後発表できるのではないかと考えている。

美添会長) 各省の方、意見があればお願いしたい。

詳細な説明を頂いたので、審議会の意見はほぼ部会長の発言に入っていると思うが、1点だけ私も補足的に同じことを発言させていただく。

この統計調査については、指定統計調査という意味を考える必要があるとの指摘があり、答申にもあるように、体系的な整備が指定統計調査に求めら

れている重要な役割だと思う。

直接的には行政に直結した目的があるというのはそのとおりなのだが、ここで指定統計として位置付けられているということは、何度も言われていることであるが、国民の共有財産ということである。この調査結果を利用して文部科学省の他の局もあり、他の省庁もある。しかし、この指定統計があるとほかの統計調査はできないということになり、したがってお互いに複数の統計調査を有効に活用しながら網羅的な情報をとることが無駄な予算を使わずに効率的な統計調査を実施する方法である。

それが答申の中で触れられている体系的整備であり、部会長の補足説明のように目的と範囲は何かを考えなければいけない。

今回の調査実施部局としては、自分の目的、狭い意味での政策課題に対してはこれで十分こたえられるという判断であり、その点は全くそのとおりだと思う。しかも、今回は都道府県別集計が欲しいという地方からの要望に対してこたえるべく努力をされたと思う。

少ない予算の中で研究会まで実施したという努力は十分評価するが、なおかつ一方で指定統計であるということ、文部科学省として抱えている指定統計調査の意味づけを考えていただきたい。統計基準担当政策統括官としても必要な統計調査にはしかるべき配慮をしているので、必要な統計は主張して予算も獲得する努力をしてはいかがかという意味合いが込められた答申と思う。

清水委員) 先ほどまでの発言と関連するが、私がこれまで統計審議会の答申(案)文を見てきた中で、計画改正に関する答申と課題、このウエートの置き方において、これほど課題に大きなウエートが置かれた答申(案)は余り見たことがない。かつ、ここで課題とされている内容については、「早急に検討すること」と書かれているわけである。それが、なぜ、今回の改正案の中に入っていないのか。それは非常に大きな問題だと思う。

この点は、単なる発言としてとどめておくが、もう1点、事実的な問題として先ほど予算の話が出てきたが、これはいわゆる統計報告なのか業務報告なのか。果たしてそれは整然と区別がついているのだろうか。小学校のそれぞれの健康診断の結果を報告させるときに、これは統計報告という理解のもとで指定統計として扱われているのかどうか。もしも業務報告ならば、予算はどのような形でどのように必要なのか。その点についても再度検討しておく必要があるのではないかと思う。

美添会長) 今の発言は回答をお求めではないと理解してよろしいか。

政策統括官担当から何か回答があればお伺いするが、いかがか。

桑原審査官) 今の統計作成の仕組みとしては、健康診断票というものがあって、それをもう一度学校で調査票に転記、転写するという形になっている。これは、例えばほかの建築着工統計調査とか人口動態統計調査とかのやり方と同じである。

美添会長) 調査報告としては、これは学校が報告義務者になっている。そういう意味

では、統計だという整理で指定統計になっているということか。

桑原審査官) そういう意味では、直接に健康診断の結果からいきなり指定統計調査がつけられているというものではない。

美添会長) 清水委員の指摘はもう少し深いところにあると思う。というのは、報告義務者がだれかということで統計が変わるわけではなくて、結果としてどの内容を統計化しているかが本質的な問題だという指摘だろう。

椿委員) 健康状態調査票を含めて心の健康に関する早急な課題というものが出ているわけだが、この議論を思い起こすに、健康状態調査票の中で校医さんがやっている判断に関しては、一般的な病院等で行う確定診断に比べてバイアスがあるという専門家の方のレターがあった。

このいわゆる健康状態調査、あるいは、心の問題に関して、精度のいい統計を今後つくっていくには、学校の中で行われている診断ないしは評価行為というものに関する基準のようなものが比較的統一化していないことが問題となる。統計行政とはまた別の意味でその種の基準がないと、今後、心の健康問題等に関してのデータをとるという方向が出てきたときに、各学校間のばらつきが問題になる。

もちろん、学校にいらっしゃる方はかなりの専門家の方、相当高い技能を持った方が配置されているというふうに伺っているわけだが、それにしても一方でその種の診断の基準等も各学校の中で統一化されていくことをぜひ考えていただきたい。

これは文部行政かどうかよく分からないが、この種のことを踏まえた、将来統一的かつ広範で、現在の喫緊の課題にこたえられるような統計体系の整備をしていただければと思う。この課題を解決するためには、そういう配慮が必要なのだということを考えて次第である。

美添会長) 基本的には健康診断の結果を直接に利用して統計をつくるということで、前提は現在の健康診断にある。ただ、もし健康診断で文部行政のために必要な情報が変わったら、それを適切に反映できるような統計体系も合わせて考えるべきだということは、この審議会として指摘できることなのではないかと思う。

いろいろと意見を頂いたが、この答申(案)文そのものについて反対という意見はなかったと思う。この案を答申として採択させていただきたいが、よろしいか。

(異議なしとの声あり)

それでは、本(案)をもって総務大臣に対して答申することといたしたい。

ただいまの答申に関して、文部科学省の生涯学習政策局担当の中田審議官がお見えなので、ごあいさつを頂く。

中田審議官) ただいま学校保健統計調査の改正について答申を頂いた。調査実施者として一言ごあいさつを申し上げます。

今回の調査実施に当たっては、学校における健康診断の実施状況等も踏まえ、ニーズにこたえ健康状態調査の都道府県別の集計の実現等をしたいと考

えている。今回の審議会の審議において、広い視野からの意見を頂き、統計需要に的確に対応する観点からの調査事項の追加及び結果表章の充実について御指摘を頂いたところである。

私どもとしては、この御指摘を踏まえ、改善を図った上で本調査を次年度から円滑に実施していくように進めてまいります。また、今回の答申の中で、今後の課題として御指摘を頂いた点についても、今後統計利用者や、特に学校現場の意見、実情等を十分に勘案し、調査の見直しを早急に進めてまいりたい。

最後に、会長、部会長を始め委員の皆様方の大変御熱心な御審議に感謝申し上げます、今回の答申に対する御礼のごあいさつとさせていただきます。

#### (4) 部会報告

##### 1) 企業統計部会

平成17年11月18日に開催された第84回企業統計部会（議題：「平成18年に実施される事業所・企業統計調査の計画について」）の開催結果について、舟岡部会長から報告が行われた。続いて、総務省統計局統計調査部調査企画課の飯島課長から補足説明が行われた。

舟岡部会長）それでは、報告させていただきます。

統計審議会における答申（案）の審議を1月に延期することとした事情について説明する前に、まず、お手元の資料6の部会の開催状況の結果概要に沿って、第84回企業統計部会における審議結果の概要について報告させていただきます。結果概要と併せてお聞き願いたい。

第84回部会では、最初に調査実施部局から、統計審議会での意見や部会におけるこれまでの審議において指摘があった事項のうち、調査票等の修正について説明を伺い、審議を行った。

主な審議事項については4つある。調査票等の修正等については3つであり、1点目は、プレプリントの補正が適正に行われるよう設けたチェック欄及びその説明が十分ではないのではないかという指摘があった点についてである。

次のページにある調査票を御覧いただきたいが、調査票甲（案）の欄外の左側の注意書きを枠で囲んで、そして色をつけて目立つようにしたことと、チェック欄を矢印で指し示すことにして、それでチェックの漏れがないような措置を行ったので、これについては了承された。

2点目について、前回の統計審議会において、調査票の6番目の事業所の従業者数欄の（1）のところで、他の会社から来ている人を除く旨の注意書きを追加する必要はないかとの意見があった点についてである。

調査実施部局から、注意書きを追加することは余白の関係などから難しいという説明があったが、審議の結果、「派遣・下請従業者数」欄の「（1）の従業者の中に」と併せて「（1）の従業者のほかに」の箇所をゴシック体の太字にすることで強調することが適当とされた。

3点目は、本審議会及び部会で出された意見ではないが、調査実施部局から、裏面の9の「資本金等及び外国資本比率」欄について、前回までの事業所・企業統計調査では、1万円未満は四捨五入としていたことが明らかになったので、今回も同じ扱いとして、金額が5,000円未満の場合は「『ゼロ』万円」と記入する旨の注意書きとしたいという説明があつて、了承された。

続いて、前回の部会で結論に至らなかった親会社・子会社の判断基準について審議した。これについては、前回の本審議会においても、法令上に示されている判断基準に従うべきであるとの意見を頂いた。部会では、調査実施部局からこれまでの審議結果を踏まえ、さらに、公認会計士等から聴取した連結財務諸表を基本とすれば理解されやすいという意見を踏まえ、連結財務諸表の対象範囲であるか否かという観点から、実質支配力基準の考え方も加味した表現としたいとの説明があつた。

審議の結果、実査に当たって誤解を招かないよう表現を工夫することを条件として、その方向性については了承された。

以上の審議結果を踏まえて、答申（案）について審議した。答申（案）については、私から提示した親会社・子会社の判断基準に関する記述も併せて審議した結果、字句の修正等を一部行った上で部会として了承された。ただし、来年1月に公布予定の会社法の法務省令案では、親会社・子会社の判断基準を実質支配力基準によるとしているが、連結財務諸表制度におけるその具体的な取り扱いは現在策定中で最終決定には至っていない。したがって、その結論いかんによっては親子関係の判断基準についての表現に変更がありうることも含みとしてある。

答申（案）については、結果概要の6の今後の予定に記しているとおおり、本日の統計審議会に諮ることとされたが、その後、これから調査実施部局に説明していただく新たな事情が生じたので、答申（案）の説明について本日は控えさせていただく。

それでは、統計調査部から説明をお願いします。

飯島課長）平成18年度の予算については、政府の経済財政諮問会議の審議等を踏まえた、公務員の定員の大幅な純減等による総人件費改革の推進といった動き、あるいは国庫補助金負担金改革の推進といったような動きを適切に反映して、一般歳出の水準を前年度よりも減額する等の基本方針のもとで予算編成作業が進められている状況である。12月下旬には財務省原案の内示が行われる予定となっているが、この予算折衝の状況をみると、例年になく極めて厳しい状況となっている。

本調査については、予算編成の過程の中で調査員手当を中心とする地方公共団体委託費について、その見直しを行い、減額を検討するように強く求められており、現在、予断を許さない状況にある。

調査実施部局としては、引き続き必要な予算の確保に最大限の努力を払ってまいりたいと思っているが、予算査定の結果によっては調査計画に影響が生ずるおそれもあるということで、今回審議会における答申（案）の審議を

1月に延期していただくよう要請申し上げる次第である。

現在の予算折衝の厳しい状況をぜひ理解していただき、よろしくお願い申し上げます。

[質 疑]

舟岡部会長) すべての経済統計の中で、その最もコアとなる基幹的な事業所・企業統計調査について、事業所・企業の実態の正確な把握とその結果にもとづく標本調査における精度の確保のためには、必要な統計予算がちゃんと確保されるのが大前提であり、国家が適切な政策を企画・立案・実施する上で非常に重要なことだと思うが、その予算確保について予断を許さない状況であるというのは、部会長としては、はなはだ困ったことだと言うよりほかない。

美添会長) 審議会として予算について発言権があるのか分からないが、もし大幅な見直しがあったとすると、答申の内容が実現できない危険性もある。答申延期はやむを得ないものとして、この点は了解いただきたい。

その点を除き、今報告していただいた内容について、意見、質問等があればお願いしたい。

飯島委員) 事務局の方で、当初予算が全体としてはこれだけだとすると、これだけ削られたらこういう手段で、これだけ削られたらこういう方法でとか、そういう二の矢三の矢の準備はされているのか。

白紙の状態で予算が決まってから考えようというお考えなのか、あるいは予算の削減の第1ステップ、第2ステップ、第3ステップくらいまで想定した上で、調査方法を変えれば済むものなのか。調査員の守備範囲を広くするとか、調査方法の内容をちょっと変えるなど考えられないのか。それから、そうではなくて、検討してきた調査項目自体の見直しまで求められるような大きなことを考えなければいけないのかどうか、その見直しについてはどうお考えになっているか。

美添会長) それについてはいかがか。

酒井室長) 予算の状況に応じてできるだけ対応ができるようにということで、鋭意、今全体計画の見直しをしているところである。今お尋ねの点については、調査方法を中心に、できるだけ調査事項に影響のないようにということで見直しをしている。

具体的には調査員調査なので、調査員の事務量に見合った予算は必要だろうと考えており、その中でどんな工夫ができるかということは今検討している最中ということである。例えば調査客体に記入していただいた内容を調査員がチェックすることになるが、プレプリントの拡大により、調査員の業務負担を軽減するといった工夫で対処しようということで今検討しているところである。

飯島委員) せっかく検討された内容でもあるし、今、舟岡部会長がおっしゃったように大事な経済統計分野だと思う。皆さん方も大変御苦労されていると思うのだが、ぜひこれは予算の動向を踏まえながら、当初の目的どおりの調査内容、調査項目で進めていただくように、調査方法について合理化を図ってやって

いただければというふうに思うので、いい知恵を出していただきたいと思う。  
美添会長) 予算次第というところで少し歯切れが悪くなっているが、飯島委員の指摘のように、調査員調査につき、調査員の負担を軽減するという方策も考えるべきだろう。

これまで、簡素・合理化に力点が置かれることがあった。合理化は重要だが、簡素にした結果大事な情報がとれないということでは、統計調査の意味がなくなってしまうので、できるだけ調査事項については審議内容をいかして、調査方法で対応することを検討していただきたいというのが皆さんの意見だろうと思う。

1月答申を考えたいということだが、実施者としては1月に答申がないと調査実施そのものに支障を来すという理解でよろしいか。

酒井室長) そうである。この調査はプレプリント等を多用しているので、その準備のためにはどうしても1月ごろに答申がないと、その後間に合わなくなってしまうということを理解していただければと思う。

美添会長) 不確定なところがあるが、予算の確定が12月下旬だとすると、その頃に十分対応できるように、あらかじめ調査体系について検討をしておいていただきたい。

清水委員) 以前に鉱工業統計部会で地震被災に伴う工業統計調査の地域除外を審議した際の問題と、ある意味では非常に類似するのだが、今回のような一応の計画案が決まった段階で想定していた計画予算が予算の査定によって削減されたときの対応のあり方については、今後同じような事例が出てくる可能性は十分にある。それはどこかで議論をしておく必要があるのではないかと思う。

ただいま意見が出たように、調査事項については削るべきではなく、調査方法において工夫をしていただきたいとのことであるが、それはできる工夫とできない工夫があるわけである。そういったときに一体何を優先順位に置いて対応すべきなのか。いろいろあると思うが、調査事項を削ることによって、調査員予算が削られても対応できましたということになると、一体統計調査は何のためにやっているのかということにつながるのだから、何か原則を少し議論しておいた方がいいのではないかと思う。

というのは、今のような財政状況の中では、これから頻繁とはいわないが主要な統計においても同じ事態が起こる可能性はある。これをどこかで食い止めて、少なくとも指定統計については円滑な統計調査の実施に必要な範囲内の予算は確保できるような方策は別途考えざるを得ないと思う。

美添会長) 予算が減ることに対応するのは、一般の統計調査であればサンプル数を減らすというのが簡単な答えなのだが、これは全く例外的な調査で、名簿を整備することが大きな使命であり、基本的な項目を削るわけにもいかない、標本にすることはもちろん不可能である。そういう性格をもった調査であるから、調査方法を何らかの意味で合理化するということでしか対応の仕様がないただろうと思う。

この件については、あらゆる統計調査、国勢調査まで含めて現在の調査員

調査の在り方がかかわってくるので、これから1か月という短期間に何らかの結論が出せるものではないと私は思う。

今回は何とか解決できたとしても、次回は現在と同じ形の事業所・企業統計調査ではなく、大きな変更が見込まれると伺っているが、将来、そういう調査に向けて実施の在り方まで含めた抜本的な検討が必要だと思う。そういうことは、あらかじめ考えておく必要がある。

以上の整理でよろしいか。

今伺ったことから今回の平成18年の事業所・企業統計調査の答申（案）については、本日答申を予定していたけれども、最終的な答申に向けて審議を1月まで延期することはやむを得ないと判断する。皆様もよろしくこの問題に対応していただきたい。

それでは、この諮問第302号の答申については来月、来年の1月に延期する。もし予算が調査計画に影響するという重要な事態が発生した場合には、調査計画についても企業統計部会において改めて審議していただく必要が出てくると思うが、その結果も踏まえて答申（案）の審議を1月に行うことにさせていただきます。

舟岡部会長）予算の削減が調査計画に影響を及ぼすことがなければ、第84回企業統計部会で審議して了承された答申（案）を1月の統計審議会で説明するが、影響がある場合には、先ほど会長からお話があったように、企業統計部会を開催（12月27日を予定）して、その際はあらためて変更計画案について審議することとしている。

美添会長）万一に備えて、予備を考えていただきたい。お手数だがよろしく願います。

ただいまの件について、総務省統計局から発言があるということなのでお願いしたい。

江端部長）本調査の件については、委員の先生方にこれまで熱心に審議していただいた。また、答申の延期について理解していただいたことに対して、厚く御礼申し上げたいと思う。

調査実施に対しては、必要な予算が確保できるよう最大限努力を行っていききたいというふうに思っている。引き続き委員の先生方にはお手を煩わすことになるが、大変恐縮ながら今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

## 2) 国民生活・社会統計部会

平成17年11月14日及び平成17年12月2日に開催された第113回及び第115回

国

民生活・社会統計部会（議題：「平成18年に実施される社会生活基本調査の計画について」）の開催結果について、廣松部会長から報告が行われた。

なお、平成17年11月14日及び平成17年11月22日に開催された第112回及び第114回国民生活・社会統計部会（議題：「学校保健統計調査の改正について」）の開催結果については、答申（案）の審議の際に審議経過と併せて報告された。

[質 疑]

美添会長) この問題について意見、質問等あればお願いしたい。

飯島委員) 順不同になるが、今、廣松部会長からお話があったように、弓道はちょっと難しいかもしれないが、柔道、剣道についてはぜひカバーしていただくと大変ありがたいと思う。特にこれらは、国民体育大会でも重要な種目になっており、そういう面でいくと、確かに柔道、剣道というのは小・中・高・大・実業団、それから警視庁など、多くの方々が携わっているのだが、その中の仕組みから少し外れて家庭のレベルになってしまうと、町の柔道場とか剣道場が少ないので、若干数は少ないのではないかと思うが、重要な、日本の代表的なスポーツ、競技団体であるということを踏まえてお願いをしたい。

それから、もう1つ、私が確認させてもらいたいのは週休制度についてである。週休2日制というふうに一般的には言われているが、これ以外に隔週週休2日制とか、いろいろな制度の違いもあるわけである。なかんずく鉄鋼とか化学とかパルプとか、そういったような現場オペレーターは週休制度というよりも、4組3交代とか3組3交代で、どちらかという週40時間で切っている。年間1,800時間体制に一番現場オペレーターはなっているのだが、週休という観点からいくと必ずしもこれにぴったり当てはまらないような労働勤務者もいるので、それにちょっと御配慮いただければありがたいと思う。

つまり、週休40時間とか、年間1,800時間とか、そういったような国際的な労働時間を踏まえて、国の労働時間の就業時間が大体決められているという前提の中で企業はいろいろ勤務態様の多様化を図っているのだから、そういう点に分かるようにしていただけたらありがたいなというふうにも思う。

それから、就業時間であるが、私は調査票を見ていないから分からないのだが、34時間以上という、そういうような時間区分の調査票設計にはなっていないのか。

廣松部会長) 私の方でお答えできる分に関していうと、先ほどの柔道、剣道に関しては、今、調査実施部局の方に御検討をいただいているが、何とか努力したいと思う。

2番目の週休制度に関してだが、現在の質問項目では次のようになっている。すなわち「休日の制度について記入してください。」という問の中で、調査項目が大きく4つに分かれていて、「週休1日(1日半を含む)」、多分これは土曜日の半分だと思うが、それから「週休2日」、これがさらに「月1~3回」、それから「毎週」という2つに分かれている。そしてその次に、先ほどちょっと触れたが、「その他」。最後に「決まっていない」という、大きくその4つの選択肢になっている。

飯島委員) そうすると入るということか。

廣松部会長) ただ、先ほど申し上げたが、「その他」と「決まっていない」は必ずしも明確に区別できないので、それについては記入の手引等で明確に区分できるように説明をつけ加えることをお願いしている。

それから、1週間の就業時間であるが、これは7つに分かれていて、「15

時間未満」、それから「15～34 時間」。これについては「15～29 時間」と「29～34 時間」に2分割することにした。それから「35～39 時間」、「40～48 時間」、「49～59 時間」、「60 時間以上」。そしてその他という意味での「決まっていない」という分類になっている。

飯島委員) 今の「15～34 時間」のところを2つに分けたということで了解した。

佐藤室長) 就業時間の関係については、基本的には日本の場合は40時間就業であるが、アメリカのBLS等では、35時間をフルタイムとパートタイムの区分けにしている。そういうわけで今まで「35～39 時間」とあったが、34時間未満と34時間以上が大きくざっくりなったのであるが、ヨーロッパでは30時間を切る目安にしているということで、両方ともとらえられるようにするという観点があったかと思う。

美添会長) ほかに質問、意見等はあるか。

幾つかの種目、スポーツなどの復活まで含めて検討して頂いているということで、引き続き部会で検討をお願いしたい。

#### (5) その他

##### ○ 指定統計調査の承認の報告

総務省政策統括官付の熊埜御堂統計審査官及び桑原審査官から、平成17年11月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「経済産業省生産動態統計調査」及び「国民生活基礎調査」の統計法第7条第2項による承認並びに「木材流通統計調査」及び「エネルギー消費統計（仮称）のための試験調査（第二次）」の統計報告調整法第4条第1項による承認について、資料7による報告が行われた。

##### [質 疑]

美添会長) ただいまの報告について、質問等あればお願いしたい。

伺ったところ、いずれも本当の意味で軽微な案件だと思われる。国民生活基礎調査については、平成17年〇月〇日に調査するという形で指定を受けているということであった。そのためこのように期日変更を行わなければいけないということだ。一方で、そう書いてない指定統計もあるようなので、この辺については政策統括官で適当な書き方を考えて、お互いの負担軽減を実現したらいいのではないか。

ほかの調査について、質問、意見等はないか。

では、この報告を受けたということにする。